

一般社団法人全国木材検査・研究協会

JAS 認定手数料等規程

1. 認定手数料

農林物資の規格化及び品質の表示の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項で定められた事業者の認定に関する手数料。

(1) 新規認定手数料

品 目	A タイプ	B タイプ	摘 要
標 準 製 材	421,200 円 (本体価格 390,000 円)	302,400 円 (本体価格 280,000 円)	構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材の内、未乾燥製材。構造用製材には、円柱類を含む。 構造用製材と円柱類を同時に認定する場合、円柱類の手料金は、製品の検査料及び試験料のみとする。
人工乾燥処理製材	367,200 円 (本体価格 340,000 円)	270,000 円 (本体価格 250,000 円)	標準製材の人工乾燥処理品目。
天然乾燥処理製材	367,200 円 (本体価格 340,000 円)	270,000 円 (本体価格 250,000 円)	標準製材の天然乾燥処理品目。
保 存 処 理 製 材	367,200 円 (本体価格 340,000 円)	270,000 円 (本体価格 250,000 円)	標準製材の保存処理品目。
機械等級区分構造用製材	421,200 円 (本体価格 390,000 円)	345,600 円 (本体価格 320,000 円)	機械等級区分構造用製材は、同時に人工乾燥処理製材の品目の認定が必要。
枠組壁工法構造用製材	388,800 円 (本体価格 360,000 円)	270,000 円 (本体価格 250,000 円)	人工乾燥枠組壁工法構造用製材を含む。
承 継 に 係 る 新 規 認 定	140,400 円 (本体価格 130,000 円)	108,000 円 (本体価格 100,000 円)	承継に係る新規認定は、既認定事業者が監査（定期）を受け、引き続き認定が維持されていると認められてから 6 ヶ月以内に申請があり、かつ既認定時の認定事項に変更がない事業者を対象とする。
販 売 業 者 、 輸 入 業 者 等	<p>販売業者、輸入業者等が連携する工場が取得する認定の品目ごとに要する手数料を単価に、工場数を乗じて算出される額。</p> <p>【手数料積算事例】</p> <p>①標準製材（構造用製材） 1 工場と連携する場合 A タイプ 421,200 円（本体価格 390,000 円） B タイプ 302,400 円（本体価格 280,000 円）</p> <p>②標準製材（構造用製材） 3 工場と連携する場合 A タイプ 1,263,600 円（本体価格 390,000 円×3） B タイプ 907,200 円（本体価格 280,000 円×3）</p> <p>③標準製材（構造用製材） 2 工場と人工乾燥処理製材（構造用製材） 1 工場と連携する場合 A タイプ 1,209,600 円（本体価格 390,000 円×2+340,000 円） B タイプ 874,800 円（本体価格 280,000 円×2+250,000 円）</p>		

改定日：2014-4-1

(2) 複数品目の新規申請及び追加品目・区分の新規申請並びに認定タイプの移行に係る手数料

①複数品目の新規申請及び追加品目・区分の新規申請に係る手数料

複数品目を同時に認定する新規申請があった場合及び既認定工場が認定品目・区分を新規追加する申請があった場合の手数料は、2品目以降または追加する品目・区分が1品目増える度に、下表の手数料を加算する。

区 分	Aタイプ	Bタイプ
2品目以降または品目・区分追加申請に係る1品目・区分あたり認定手数料	140,400円 (本体価格130,000円)	108,000円 (本体価格100,000円)
新規認定が承継に係わる場合の1品目・区分あたり認定手数料	70,200円 (本体価格65,000円)	54,000円 (本体価格50,000円)

②認定タイプの移行手数料

既認定事業者が、認定タイプをBタイプからAタイプに、またはAタイプからBタイプに移行する際の手数料は、次のとおりとする。

区 分	基本手数料	追加手数料 (2品目以上1品目あたり加算単価)
BタイプからAタイプに移行	226,800円 (本体価格210,000円)	86,400円 (本体価格80,000円)
AタイプからBタイプに移行	183,600円 (本体価格170,000円)	64,800円 (本体価格60,000円)

※追加手数料は、複数の品目を認定している工場の認定タイプの移行に際して課す。

※移行手数料=基本手数料+{追加手数料×(認定品目数-1)}として計算する。

(3) 認定事項の変更及び追加監査並びに臨時監査の審査及び調査手数料

区 分	手数料単価	摘 要
書類審査手数料	16,200円 (本体価格15,000円)	
実地調査手数料	基本手数料 16,200円 (本体価格15,000円)	2時間以内の調査の場合の手数料単価
	追加手数料 8,100円 (本体価格7,500円)	2時間を超えた調査の場合の、1時間あたり追加手数料単価

※書類審査手数料及び実地調査手数料には、製品の検査料及び試験料を含まない。

(4) 監査手数料

	Aタイプ	Bタイプ	摘 要
監 査 手 数 料	140,400円 (本体価格130,000円)	108,000円 (本体価格100,000円)	監査手数料には、書類審査及び実地調査の費用を含むが、製品の検査料及び試験料は含まない。

(5) 新規認定、認定タイプの移行及び監査並びに認定事項の変更、追加監査及び臨時監査に際し要する製品の検査料単価及び試験料単価

区 分		検査料・試験料単価	摘 要	
材面等検査		3,800 円 (本体価格 3,520 円)	1 荷口あたり 10 本を抽出して行う材面及び寸法検査の単価	
保存処理	浸潤度試験	1,080 円 (本体価格 1,000 円)	1 試験あたり 2 個の試験体で試験する際の単価	
	吸収量試験	検査対象薬品 1 成分		27,000 円 (本体価格 25,000 円)
		検査対象薬品 2 成分		31,320 円 (本体価格 29,000 円)
含水率試験	人工乾燥処理製材	16,200 円 (本体価格 15,000 円)	全乾質量法により 1 試験あたり 5 本×2 試験体=10 試験体で試験する際の単価	
	天然乾燥処理製材	32,400 円 (本体価格 30,000 円)	全乾質量法により 1 試験あたり 10 本×3 試験体=30 試験体で試験する際の単価	
曲げ性能試験	試験材の寸法が、木口短辺 150 mm以下、長さ 4 m以下	72,360 円 (本体価格 67,000 円)	1 試験あたり 5 本の試験体を使用して試験する際の単価	
	試験材の寸法が、木口短辺 150 mm以下、長さ 6 m以下	108,000 円 (本体価格 100,000 円)		
	試験材の寸法が、木口短辺 320 mm以下、長さ 8 m以下	216,000 円 (本体価格 200,000 円)		

(6) 旅費

(1) ～ (5) の業務に、旅費を要した場合は、一般社団法人全国木材検査・研究協会の定める旅費規程に基づき積算された旅費の実費を、申請者から申し受ける。

2. 全数検査認定手数料等

農林物資の規格化及び品質の表示の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 2 項で定められた認定事項の確認に要する費用。

全数検査認定の対象品目は、構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹の未乾燥製材とする。

(1) 全数検査認定手数料

区 分		手数料単価	摘 要
新規認定手数料		43,200 円 (本体価格 40,000 円)	1 認定事業者あたりの手数料。
製品全数検査手数料	50 本以下	4,320 円 (本体価格 4,000 円)	検査手数料を計算する際は、不合格本数を含む検査対象製品の全数を手数料計算の対象とする。
	100 本以下	8,640 円 (本体価格 8,000 円)	
	200 本以下	17,280 円 (本体価格 16,000 円)	
	300 本以下	25,920 円 (本体価格 24,000 円)	
	400 本以下	34,560 円 (本体価格 32,000 円)	
	400 本以上	34,560 円 (本体価格 32,000 円) に上記単位の手数料単価を加算	
全数検査認定事業者の 2 回目以降の確認・検査手数料		21,600 円 (本体価格 20,000 円)	2 回以降の認定の手数料は、この手数料と製品全数検査手数料で構成する。この手数料には、実地調査手数料を含む。
監査手数料	監査手数料	21,600 円 (本体価格 20,000 円)	新規認定日または 2 回目以降の確認の日から概ね 1 年を越え、以後も事業者が認定の継続を希望する場合。 書類審査に加え、実地調査を要する場合は、実地調査手数料を加算。
	実地調査手数料	16,200 円 (本体価格 15,000 円)	
認定事項 変更手数料	変更手数料	21,600 円 (本体価格 20,000 円)	書類審査に加え、実地調査を要する場合は、実地調査手数料を加算。
	実地調査手数料	16,200 円 (本体価格 15,000 円)	

(2) 旅費

全数検査認定業務に、旅費を要した場合は、一般社団法人全国木材検査・研究協会の定める旅費規程に基づき積算された旅費の実費を、申請者から申し受ける。

3. その他の手数料等

区 分		手数料単価	摘 要
関係書類発行手数料		5,400 円 (本体価格 5,000 円)	全木検業務認定規程第 49 条第 2 項に規定する財務諸表等関係書類を発行するための手数料
検査証明書発行手数料		5,400 円 (本体価格 5,000 円)	検査に合格した製品の検査証明書発行手数料。同証明書の再発行手数料は同額。
認定証再発行手数料		10,800 円 (本体価格 10,000 円)	認定証及び認定書の再発行手数料。
審査 機械等 等級区分 装置 手数料	新規認定手数料	324,000 円 (本体価格 300,000 円)	1 機種あたりの単価。既認定機種の改良などによる再審査手数料は、新規認定手数料と同額。
	更 新 手 数 料	324,000 円 (本体価格 300,000 円)	1 機種あたりの単価。更新は 5 年毎に実施。
	適用範囲の拡大	38,880 円 (本体価格 36,000 円)	1 機種あたりの単価。装置の改良を行わない適用範囲を拡大する場合の手数料。装置を改良した場合の手数料は、新規認定手数料に同じ。
審査 イン サイ ジ ン グ 機 手 数 料	新規認定手数料	86,400 円 (本体価格 80,000 円)	1 機種あたりの単価。既認定機種の改良による再審査手数料は、新規認定手数料と同額。
	更 新 手 数 料	54,000 円 (本体価格 50,000 円)	1 機種あたりの単価。更新は 5 年毎に実施。
	適用範囲の拡大	25,920 円 (本体価格 24,000 円)	適応樹種及び刃数の変更。既認定機種の改良による再審査手数料は、新規認定手数料と同額。

附則

1. この手数料は、平成 18 年 9 月 8 日より適用する。
2. 改定手数料等は、平成 21 年 3 月 1 日より適用する。
3. 改定手数料等は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。
4. 改正手数料等は、平成 24 年 11 月 1 日より適用する。
5. 改正手数料等は、平成 25 年 6 月 12 日より適用する。
6. 改正手数料等は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。